

## 平成22年度第6回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月2日（火）17時30分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

### ○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催します。本日は日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会の4団体から税制全般にわたるヒアリングを行い、意見交換するにしたいと思います。その後、各府省からのヒアリングの続きを行います。

本日は税制全般についてお話を伺うため、日本経団連の渡辺副会長・税制委員長、日本商工会議所の大和田税制副委員長、宮城常務理事、連合の南雲事務局長、日本税理士会連合会の上西調査研究部特命委員の皆さんにお越しいただきました。お忙しいところ、急な申し出にもかかわらず、税制調査会にお越しをいただき、ありがとうございます。4人の皆様のお話を伺った上で、意見交換を行いたいと思います。

（カメラ退室）

### ○五十嵐財務副大臣

それでは、早速、日本経団連の渡辺副会長・税制委員長からお話を伺いたいと思います。

### ○渡辺副会長・税制委員長

ありがとうございます。経団連副会長の渡辺でございます。本日は経団連の考え方を御説明させていただく機会を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速でございますが、お手元のA3の色刷りの資料でございます。「平成23年度税制改正に関する提言 概要」に基づきまして、御説明を申し上げます。

上の半分に「税制抜本改革のあり方」、下の半分に来年度の税制改正で措置すべき事項を整理いたしております。

まず「Ⅰ. はじめに」「Ⅱ. 税制抜本改革のあり方」では、経団連の従来のスタンスを主張しております。それは国民の将来不安や閉塞感を払拭いたしまして、再び経済を成長軌道に乗せるためには、税制抜本改革を軸に中長期的に財政健全化の推進、あるいは国民が安心できる社会保障制度の確立を同時に進めていくことが急務であるということでございます。このうち、税制抜本改革につきましては、社会保障給付を始めとする中長期的な歳出の増大に対応できるように、消費税率の一刻も早い引き上げや所得税の基幹税としての機能回復、あるいは法人税への過度な依存の見直しなど、一体的に実現すべきと主張しているわけでございます。

先般、政府与党の社会保障改革検討本部が立ち上がり、民主党の税と社会保障の抜本改革調査会と連携して検討が行われることとなっておりますが、改革の早期実現に向けて超党派の議論についても速やかに開始をしていただき、早期に提案していただきたいと考えております。

次に「Ⅲ. 平成23年度税制改正に関する提言」について申し上げたいと思います。

1. の「(1) 法人税負担の軽減」を御覧いただきたいと思います。経団連といたしましては、企業の国際競争力を向上させ、内外からの投資意欲を増大させることによりまして、企業の海外移転の抑止と国内雇用の維持・増加を図る観点から、まず平成 23 年度税制改正において実質的な税負担の軽減を伴って、少なくとも 5 % 程度の法人税率の引き下げを行うことが不可欠であると考えております。無論、最終的にはアジア、近隣諸国と均衡する水準、具体的に申し上げますと、20% 台半ば程度へと法人実効税率を引き下げていただくことが大変重要であります、今回はその第一歩ということで位置づけております。

ただ、その際、安易な課税ベースの拡大はかえって経済に悪影響を及ぼし、雇用の確保にもつながらないことから、厳に慎むべきであると考えております。先般、政府税調の租特等のプロジェクトチームで提示されました課税ベースの拡大案は、報道等で知る限り、経済界にとって非常に厳しい内容と言わざるを得ません。

租税特別措置につきましては、制度の有効性の検証を踏まえ、見直すことは必要でございますが、研究開発促進税制、あるいは原料用ナフサ免税、鉄鋼・コークス・セメント製造に係る石油石炭税の免税、原子力にかかる準備金等、真に必要な措置については、廃止、縮減などあってはならず、むしろ本則化、恒久化すべきであると考えております。例えば原料用ナフサにわずかでも課税が行われることになれば、我が国において石油化学産業は実地することを断念せざるを得ず、70 万人の雇用が一気に失われることが必至ではないかと思っております。

また、民間企業の研究開発投資は国の競争力の原動力であります。各国はこぞって研究開発税制を拡充こそすれ、それを減らすようなことはございません。せめて国際的に遜色のない制度の研究開発税制の水準は維持すべきと考えております。減価償却制度、繰越欠損金、企業間配当なども見直しの対象となっているようではありますが、実態を踏まえた極めて慎重な検討が求められると考えます。

私どもといたしましては、実質的な税負担の軽減を伴う法人税率の引き下げこそ、日本企業を成長軌道に戻し、雇用の維持・増加につなげるために必要な施策と考えておりますので、是非御理解いただければと存じます。その際に重要な視点は、単年度でペイ・アズ・ユー・ゴー原則を適用するのではなく、我が国経済を中長期的かつダイナミックにとらえることが必要であると考えております。

経団連の試算では、法人の税負担の実質的な軽減などの税制改革に加え、新成長戦略に盛り込まれております各種施策を講じた場合、10 年後に約 370 万人の雇用を創出し、名目 GDP を平均で 1.5% ポイント押し上げるとともに、財政収支の改善も期待される結果となっております。

御参考までに、経団連が最近、会員企業を対象に行いました法人税負担の軽減に関するアンケートの概要を御紹介したいと思います。これはお手元にあります横長の資料の「法人税負担の軽減に関するアンケート結果」というのがございますが、この資料の 2 ページを御覧いただきたいと思っております。

法人税負担の実質的な軽減を伴う法人税率5%の引き下げが行われた場合に、今後の国内設備投資にどのような影響が及ぶかということを知りたいところ、製造業では6割以上が「増やす」あるいは「減らすことを見直す」と回答しておりますし、同様に3ページを御覧いただきたいと思いますが、7割近くの製造業が「海外移転の抑制につながる」あるいは「既存の国際拠点の維持を検討する」と回答いたしております。その結果、国内の雇用も当然、維持・増加するものと考えます。

次にA3の概要資料に戻っていただきたいと思いますが、一番下にあります7. 環境税について申し上げたいと思います。現在、環境省や経済産業省が地球温暖化対策のための税を要望しておりますが、経団連といたしましては、環境税の安易な導入には反対であります。このような経済情勢が極めて厳しい時期に、国内排出量取引制度や再生可能エネルギーの燃料買取制度の検討と併せ、新たな追加負担を伴う税を検討すること自体が経営者の投資マインドを悪化させ、産業の空洞化や雇用の喪失を招くことにつながると考えます。なお、総務省の環境自動車税構想につきましては、負担の軽減が伴わず、去年の税制改正大綱にも反するため、これも反対でございます。

最後に、総合特区制度に関する税制について申し上げます。総合特区制度は新成長戦略による国家戦略プロジェクトの一つであります。制度改革や財政金融上の措置と併せて、税制上の特例措置については是非御考慮いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。次に日本商工会議所の大和田税制副委員長及び宮城常務理事からお話を伺いたいと思っております。お願いいたします。

○大和田税制副委員長

日本商工会議所の税制副委員長を務めております、茨城県の石岡商工会議所の会頭の大和田でございます。石岡酒造というお酒をつくる会社を運営しております。本日はこのような貴重な機会を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

私からは来年度税制改正につきまして、お手元の資料、2枚つづりの「『平成23年度税制改正に関する意見』重点項目」に基づき説明をさせていただきます。

日本経済は円高による厳しい環境に置かれておりますが、景気回復と一刻も早いデフレの克服、新成長戦略の着実な実施による高い経済成長の実現が求められております。そのためには新成長戦略の中心的な役割を担う企業、特に中小企業の健全な発展が経済成長の鍵であり、中小企業の成長力や競争力、経営基盤の強化、地域経済の活性化を税制面から大胆に支援していただきたいと考えております。本日は是非ともお願いしたい事項としまして、4点に絞って御説明をさせていただきます。

まず第1番目といたしまして、中小法人の軽減税率の引き下げを含む法人実効税率の引き下げの実現をお願いいたします。国際競争力強化の観点から、実効税率の引き下げは必要で

すが、法人税率の引き下げにおきましては、忘れていただいでは困りますのが中小法人の軽減税率の引き下げであります。

中小企業は企業数の99.7%、雇用の7割を占め、我が国の経済成長の源泉として、地域経済や雇用を支えておりますが、極めて厳しい経営環境で仕事の確保に奔走している状況であります。2年連続の赤字で金融機関からの融資が廃ってしまう中小企業にとりまして、軽減税率の引き下げはキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を促し、金融機関からの融資も受けやすくなります。減税によって事業の継続や雇用の維持拡大に大きな効果があると考えております。民主党のマニフェストでは11%の引き下げが明記されておりますが、国際的な競争相手である韓国の10%を踏まえ、思い切って11%以下に引き下げ、恒久化をお願いするものでございます。

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則の重要性は理解しておりますが、今日の経済状況の中で中小企業の軽減税率の引き下げのための財源として、中小企業向けの租税特別措置の縮減は避けていただきますようお願いいたします。せっかく税率を引き下げただきましても、一方で所得を縮減されますと、特に中小企業にとりましては税率の引き下げの意味がなくなるだけでなく、かえって企業の成長を阻害することにつながります。企業は事業の収支計画の租税特別措置の適用を織り込み、収益を上げる努力をいたしております。

2番目といたしまして、中小企業関係の租税特別措置の拡充・延長・恒久化をお願いいたします。高い経済成長を実現するためには、真に必要な租税特別措置は恒久化すべきと考えております。特に中小企業の技術開発、研究開発、設備投資などを促進する所得は、拡充・延長・恒久化が不可欠であります。具体的な項目といたしましては、研究開発促進税制、中小企業等基盤強化税制、中小企業情報基盤強化税制、人材投資促進税制などは、中小企業の成長に極めて重要な措置でございます。

3番目といたしまして、中小企業関係の租税特別措置の適用範囲の見直しについて述べさせていただきます。先月26日、会計検査院から中小企業関係の租税特別措置につきまして、大企業平均以上、これは7.8億円ということだそうですが、それを上回る利益を上げている中小企業が適用になるのはおかしいとの意見が表示されました。しかし、適用範囲の縮小には反対いたします。経済成長のためには厳しい経営環境の中、頑張っけて利益を出している中小企業の努力を税制面から後押しすることが大事でございます。大きな利益を出したら租税特別措置の適用除外となる改正は、頑張ろうとする中小企業の成長意欲をくじき、経済成長や雇用にも悪影響を与えるものであると考えております。

中小企業は年度ごとに利益が大きく変動するものでありますので、ある特定年度の幾つかの事例をもって250万中小企業を対象とする制度を変更すべきではありません。

4番目といたしまして、中小企業に新たな負担をもたらす地球温暖化対策には反対いたします。我が国は2020年までに1990年比25%削減という中期目標を掲げておりますが、主要排出国の参加などの前提条件が満たされない場合は、目標値の再検討を行うべきであると考えております。目標を設定した上で、課税目的、使途、効果に加え、費用を国民や企業に命

じ、地球温暖化対策の全体像の中で、また既存の税制も含めた税体系全体の中で、国民生活や企業活動への悪影響などを充分配慮しつつ、検討すべきであると考えております。

現下の経済情勢をかんがみれば、中小企業に新たな税負担増をもたらす制度には反対であります。地球温暖化対策の税収を農林対策に使う、地方自治体の税収補てんに使う、更には一般財源として使うという動きがある話も聞いておりますが、これは論外であり、とても容認できるものではございません。また、課税目的として、価格を上乗せした効果でCO<sub>2</sub>排出量を抑制するという価格効果を理由とした提案がございますが、これは是非ともやめていただきたいと思っております。

以上が特に申し上げたい4点でございますが、資料の2ページを御覧いただけますでしょうか。こちら商工会議所といたしましては重要であると考えておりますが、時間の関係もありますので、簡単に触れさせていただきます。

5の新規創業・ベンチャー企業への支援についてであります。創業は経済に新陳代謝をもたらすものであり、経済活力の強化と雇用の増加の観点から、新規創業・ベンチャー企業を税制面から強力に支援すべきであると考えております。

6番目の企業の活力強化及び経営基盤強化の促進につきましては、中小企業におきましても事業の国際化を推進していくことが成長の鍵となっておりますが、海外展開には相当な費用やリスクを伴います。そこで中小企業の海外展開に関わる費用の一定割合を税額控除する制度の創設をお願いいたします。

7番目の内需拡大・地域活性化等を牽引する税制につきましては、中小企業の交際費の全額損金算入の実現をお願いいたします。少なくとも中小企業特例の交際費600万円の90%の拡充と恒久化は、内需拡大等にも大きな効果があると考えております。事業所税につきましては、何よりも企業の成長力や地域経済の成長を阻害するものですので、直ちに廃止すべきであります。特に市町村合併前に課税されていなかった地域の事業所税は、非課税としていただきますよう配慮いただきたいと思います。と存じます。

8番目の社会保障と税の共通番号制度であります。基本的な社会インフラとして、早期導入の実現をお願いいたします。

最後に、22年度税制改正大綱に個人所得税と相続税について示されておりますが、負担増の方向で見直されることについては、中小企業は非常に心配をいたしております。これらを検討される場合には、なるべく早く具体案をお示しいただき、中小企業の意見を聞く機会を設けていただきますようお願いいたします。

厳しい経済情勢の中で中小企業は仕事がない中、必死に雇用を守り、経営の継続に向けて日夜頑張っております。こうした中小企業が明るい展望を感じ、盛んに新規事業などにチャレンジしていけるような力強いメッセージを税制改正として打ち出していただければ幸いに存じます。

以上で御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。次に連合の南雲事務局長からお話を伺いたいと思います。事務局長、お願いいたします。

○南雲事務局長

本日はこの機会をいただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

早速ではございますが、菅総理は10月の所信表明演説で、これまで先送りをしました重要政策課題を実行する有言実行内閣であると宣言をされました。また、今の状況の中で経済の歯車を回すのは雇用だと明言をされました。来年度の税制改正に当たっては雇用を軸に、また平成22年度税制改正大綱を土台に問題を先送りすることなく、しっかりとした税制改正をしていただきたい。このことを最初に申し上げたいと思います。

5ページを御覧いただきたいと思います。法人税でございます。来年度の税制改正のポイントに絞って、連合の考え方を説明したいと思います。法人税については総理からも税率引き下げの検討の指示が出されておりますが、改めて何のために引き下げるのか明確にすべきであると考えます。単に企業利益をかさ上げし、内部留保の積み増しに使われるのなら意味がないと思います。税調と並行して国内投資促進円卓会議等においても、国内への投資を増やし、雇用を増やすという観点から議論をさせていただいております。産業界のコミットメントも含め、議論を詰めてから結論を出す必要があると考えております。

雇用促進税制については、趣旨は理解をいたします。ただし、中小企業の7割が赤字で、法人税を負担していないことを考え、雇用増という政策目的に対し最も有効な手法を精査する必要があります。また、来年度予算編成は限られた財源を有効に使うことが不可欠であり、減税をする場合、雇用に直結するものに絞り込んで行う必要があると思います。

次に6ページ。暫定税率は地球温暖化対策のための税でございます。暫定税率の廃止は民主党が2009マニフェストで掲げた重要政策の一つであり、多くの国民納税者が関心を持っております。多くの国民納税者が納得できるよう現実的な対応をお願いをしたいと思います。特に燃料課税は平成22年度税制改正大綱で、今年に結論を出すとしております。間違っても今の暫定税率を横滑りさせて、地球温暖化対策のための税とするようなことがないよう、知恵を出していただきたいと思います。

地球温暖化対策のための税については、温暖化対策の全体像が見えない中での議論となっております。本来、温暖化対策基本法の成立が前提であるべきであります。いずれにしても新税であり、国民生活や産業にも大きな影響を与える税であることから、よく検討する必要があります。仮に税制を先行させる場合、少なくとも過度な負担とならないように、二酸化炭素等の削減にきちんと結び付くような税制とすることが必要であります。また、税の見える化も必要であります。

8ページを見ていただきたいと思います。所得税等の再分配機能強化であります。税による所得再分配機能を回復するためには、所得税の再構築が大きな課題であります。その第一歩として、来年度の税制改正では最高税率の引き上げ、人的控除を税額控除に変えること、

給与所得控除に上限を設けるなどの税制改正をする必要があると思います。配偶者控除に上限を設けるなどの税制改正をする必要があると思います。配偶者控除を廃止せよとの意見もありますが、乱暴な議論だと思います。働きたくても働けない事情を持った人もおり、一律廃止という考え方には賛成できません。

金融業界等から証券優遇税制の延長を求める声が上がっておりますが、連合は延長に断固反対をいたします。理念的な対策のはずが株価低迷を口実にずるずる延長されてまいりましたが、2003年当時とは状況も変わっているのではないかと思います。また、相続税についても見直しを急ぐ必要がございます。格差の固定化を防ぐ上でも、亡くなられた方100人のうち4人しか課税対象になっていないという現状は問題ではないかと考えます。

9ページ以降でございます。その他の課題であります。その他の課題で一括して申し上げますが、みんな重要な課題であると思います。とりわけ社会保障、税の共通番号制度は連合結成20年以來の要求であり、早急に導入していただきたい。政府は6月に選択制を示しましたが、国民レベルでは共通番号について議論しているとの十分な認識がないと思います。政府は分かりやすい情報発信を行うとともに、早期導入に向け、丁寧かつ集中的な議論を行っていただきたいと思います。連合も微力ながら世論喚起に取り組んでいきたいと思います。

11ページ、今後の税財政の抜本改革に向けてでございます。最後に税制抜本改革について一言申し上げたいと思います。政府与党内での検討がスタートしたことはとてもいいことだと思っております。神野先生を始めとする専門家委員会からの提起なども踏まえながら、是非、将来の安心につながる筋の通ったものとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。次に日本税理士会連合会の上西調査研究部特命委員からお話を伺いたいと思います。

○上西調査研究部特命委員

日本税理士会連合会の上西でございます。本日は、税制改正について意見を申し述べる機会を与えていただき、ありがとうございます。お手元の資料は、建議書、色刷りの横紙1枚、そして重点項目の3つが資料でございます。

税理士法では、日本税理士会連合会及び税理士会は、税務行政、その他租税または税理士に関する制度について、権限ある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができることと規定されております。そして、私どもにおきましては、この規定に基づき、税制改正に関する建議書を毎年とりまとめております。

お手元の建議書でございますけれども、単に減税だけを求めるものではなく、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持発展を目指すためにつくられているものでございます。

横紙1枚を見ていただきまして、税制に対する基本的な視点といたしまして、私どもは5つの視点を設けております。「公平な税負担」「理解と納得のできる税制」「必要最小限の

事務負担」「時代に適合する税制」「透明な税務行政」でございます。

こうした視点に立ちまして、所得税、法人税、消費税等、相続税、税務行政、地方税につきまして、個別の項目について税制改正建議をとりまとめ、また、中期的な視点から5つのもの、すなわち法人税の課税ベースの拡大と税率の引下げ、消費税率は単一税率維持、番号制度の導入、国税・地方税の申告納税の一元化、そして配偶者の就労促進を中期的な視点として取り上げております。

そして本日は、重点要望事項の5項目について、その内容について御説明を申し上げたいと思います。縦紙1枚でございます。

「1. 給与所得控除額の上限設定」であります。

現在の給与所得控除額は上限なく比例的に認められておりますが、一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分の収入について経費が比例的に増加するとは必ずしも言えません。そして実態を反映しているとは考えられておりません。従いまして、一定額以上の高額な給与収入については、給与所得控除額に限度額を定めるべきであると考えております。

「2. 交際費課税における交際費等の範囲の見直し」であります。

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものでありません。交際費等の範囲の見直し、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものにすべきであると考えます。

「3. 更正の請求期間の延長」であります。

課税庁が行う減額更正は法定申告期限から5年以内とされております。これに対して、納税者から更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年となっております。この期間の差は、納税者は自らが把握しているものを申告するのに対して、課税庁が更正を行う場合には調査を行うとともに挙証責任があることによるとされておりますが、均衡を失していると考えられます。このため、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間については、課税庁からは減額更正ができるが、納税者からは「嘆願」という制度外の方法によってしか対応できません。嘆願は法的な救済措置ではなく、それを取り上げるか否かも課税庁の裁量とされております。

このような状況を解消するためには、更正の請求をすることができる期間を延長すべきであると考えます。このような状況を完全に解消するためには、更正の請求期間は5年になると考えられます。

「4. 納税者権利憲章（仮称）の制定」であります。

納税者権利憲章（仮称）の制定に際しましては、申告納税制度のさらなる発展を目指し、納税者の権利保護と税務行政の円滑な執行が図られるものとする必要があります。特に適正に申告をしていると推定される納税者は尊重されるべきであります。

また、納税者権利憲章の実効性を確保するために、国税通則法及び地方税法において、そ



の目的に「税務行政における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資すること」という内容の条項を追加することが適当であると考えられます。

少し補足をさせていただきますと、納税者権利憲章の実効性とありますので、この憲章は法律ではなく、多くのOECD諸国のように、行政文書として制定されることを予定している書きぶり、内容となっています。そして、例えば国税におきましては、国税通則法という法律の中に、その憲章の根拠規定、根拠条文を設けることが適当ではないかという内容の提言となっております。

「5. 番号制度の導入」であります。これは中期的な視点からの検討課題として取り上げている5項目の1つであります。

税制において番号制度を導入することは、法人や個人事業者の所得金額までの把握はできないものの、課税漏れのない適正な申告などの実現に寄与し、その牽制効果は間接的にはありますが、申告水準の向上をもたらすものと考えられます。その際の適正な課税と申告水準の向上は国民全体の利益に資するものであります。また、金融所得課税の一体化の観点からは、税制における番号制度は金融所得の正確な把握を行い適正な課税を担保するために必要なものであると考えられます。

また、番号制度は、今後より一層、年金、医療及び介護サービスの給付と負担を一元的に管理し、国民一人ひとりが自分の保険料の納付状況等を簡単に把握できるようにするなど、各種の社会保障制度を横断的に規律するための番号制度の導入でありますので、非常に国民に有益なものであると考えられます。

現在、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会において御審議されておりますが、私どもも番号制度の導入に当たりましては、制度の仕組み、付番方式、付番機関、プライバシーの保護等について具体的に内容をお示していただいた上で、税制と社会保障制度に共通の番号制度を構築していただきたいと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ただいまの皆様のお話を受けて、意見交換を行いたいと思います。どなたからでも結構でございます。御質問、御意見があれば、どうぞ御発言ください。

内山政務官、どうぞ。

○内山総務大臣政務官

経団連の渡辺さんにお聞きしたいのですが、法人税の5%を引き下げると雇用が増加するというお話ですけれども、どういうプロセスで雇用が増加していくのか、その辺をお話しいただきたいです。

○渡辺副会長・税制委員長

法人税の減税でダイレクトというのは、論理的に大変難しい話ではありますが、我々の製造業でいえば、国際競争力というのが大変重要なテーマになっておりまして、世界各国の自動車であれば、それぞれの国と競争していくわけでありまして、その競争するのに必要なことは

何かというと、やはりコスト競争力であり、製品開発力であるわけであります。そこにどれだけのことが回せるかということになります。

国際競争力という観点で言えば、先行開発や、これからは環境とかエネルギー、あるいは安心とか安全というテーマでいい車づくりをしていくための研究開発投資が大変重要だと思っております。勿論、研究開発に対するバックアップもいただいておりますけれども、更にその法人税の減税により、その原資となるということが1つあります。

もう一つは、価格競争力であります。コスト競争力ということであれば、例えば、韓国車ということを一とつ想定いたしますと、彼らのコスト競争力は大変強い。これは法人税もその中の1つであるし、あるいはいろんな意味でFTAとかEPAというところで関税の問題も上手に使いながら、競争力を非常に増している。そういうトータルのコスト競争力を考えたときに、法人税というのは大変重いと思います。その40%強の法人税が、将来我々は20%台半ばと言っておりますが、5%、10%、15%と、できるだけ早い段階で軽減していただければ、それが我々の企業の競争力につながってくる。特にコスト競争力にも影響してくる。再投資の開発投資にも回っていくということをお考えいただけると、お分かりいただけるのではないかと思っております。

以上です。

○内山総務大臣政務官

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

では、尾立政務官、お願いします。

○尾立財務大臣政務官

同じく渡辺委員長にお聞きしたいと思うんですが、今日まで税制改正に対して様々な御提言をいただいて、ありがとうございます。法人税率の5%をとりあえず下げるという御提言もいただいておるわけなんです、それと研究開発促進税制との絡みについて、少し御質問をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、平成15年税制改正においては、法人税率を引き下げないかわりに、研究開発税制の中で総額型の導入がなされ、また、20%から30%に引上げがなされてきたわけですが、この文脈からいきますと、法人実効税率を下げた場合には、研究開発税制の総額型を出発点に戻って見直さなければならないという話も出てくるわけですが、その辺りについて御見解をお聞かせください。

○渡辺副会長・税制委員長

直接的なお答えになるかどうかであります、考え方としては、やはり法人税率は世界各国とのイコールフットィングを考えたときに、やはり絶対に必要なものであると考えております。その中で研究開発費の優遇策があるからいいのではないかという議論も、ないとは限らないんですけれども、我々としては、やはり法人税率そのものが高いため、そこを見直し

てほしいということが1つ。

それから、研究開発は、先ほど申し上げましたように、特別にこれからやっていくために、製造業が研究開発投資を世界の競争に負けないために頑張ってもらわなければならない。日本のものづくりが世界に絶対に負けないようにするためには、その特別なあるテーマ、つまり研究開発に対しては、やはりもっと見てくださいということはどうしても言いたい。そこで法人税をやるから、それとバーターをやめたらどうかという議論は、ちょっと違うのではないかと私は考えております。

研究開発は研究開発としてしっかりやらなければならないのだから、その特別措置をやはり国として考えてほしい。これから環境とかエネルギーだとか、安心とか安全というテーマで、世界に冠たる先端技術立国の日本があるとすれば、絶対にその部分は外してもらいたくないと思っております。

○五十嵐財務副大臣

いいですか。

○尾立財務大臣政務官

大丈夫です。

○五十嵐財務副大臣

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

日本税理士会連合会の上西さんに伺いたいんですが、この中期的な視点からの検討課題の最後に「配偶者の就労促進」とあるんですが、これが税制とどう関係するのか、その辺りを教えていただいていたいいでしょうか。

○上西調査研究部特命委員

お手元の建議書の12・13ページにかけて、5番目の項目といたしまして「配偶者の就労を阻害している制度の見直しについて」を挙げております。

配偶者の就労方法やその年における就労の継続というものを考えますと、いわゆる103万円の壁でありますとか、また社会保険料も考慮した場合の130万円の壁というのが現実にございます。そうした場合に103万円以下となるように就労を調整する者もおります。また、130万円未満となるように就労する者もしばしば観察されております。

しかし、世界的に見て非常に高い水準の教育を受け、かつ就労意欲のある者がこうした制度により就労が阻害されているということは、国民的に損失ではないかと思われまます。就労を阻害しております税制や社会保険制度を見直すことにより、今後、人口が減少することが予想されている現況におきまして、就業者数ですとか、納税者数を増加させることにもつながるのではないかと。こういうところから配偶者の就労を阻害している制度について、見直しをしていただきたいということをご提言いたしました次第でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、末松内閣府副大臣、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

交際費について、特に経団連にお伺いしたいんです。日本税理士会連合会の方で、交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきである。また、日本商工会議所でも、中小企業の交際費は全額損金算入実現という形で要求がされていますけれども、私も今の不景気な世の中をある程度明るくするには、そういった交際費的なものはもうちょっと優遇されるべきではないかと考えておりました、ここで経団連の方を見ると、一切そういった交際費についての言及はないんですが、そういったことについてはどういうふうに考えられているのか。余りニーズは考えておられないのか。そこについてお伺いをさせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

渡辺委員長、どうぞ。

○渡辺副会長・税制委員長

今までのようなとおりでいいのではないかと考えておりますので、両氏がおっしゃったようなことでいいと考えています。特別にここをこう変えてほしいというのは、現在ではありません。

○五十嵐財務副大臣

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

先ほど研究開発促進税制のお話がありました。私も大賛成でして、やはり未来への投資ということで、法人税の議論は勿論わかりますが、これを無くしていくということは、ちょっと時代に逆行しているのではないかという気がいたします。

ただもう一点、別件です。御発表の中になかったんですが、資料の中に寄附金控除の年末調整ということについて、これはいろんな手間が大変だということが書いてございますが、しかし寄附社会、新しい公共というものを考えた場合に、寄附者にとっては非常に手間が省ける。それで寄附の増額もかなり見込めるということから、そうした点も併せて是非御考慮いただきたいと思いますと考えております。

○五十嵐財務副大臣

寄附金税制について、どなたかお考えはございませんか。よろしいですか。では、御要望として承ります。

では、内山政務官、どうぞ。

○内山総務大臣政務官

連合の南雲さんにお尋ねしたいと思うんですが、日本経団連の方が法人税率軽減によって雇用の創出が図れるとお話をされておりますけれども、連合としてはどのようにお考えでありますでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○南雲事務局長

先ほども申し上げましたけれども、この法人税を下げる場合の理由づけといいましょうか、そういうものが雇用につながる。先日の新聞等に出ておりましたが、仮に新卒ではなくて、3年ぐらい、既卒と言うのでしょうか。そういう方々が就職した場合に、そういう企業には法人税率を下げるとか、国の雇用増に結びつけた企業に対しての法人税を下げるという、何らかの雇用に成果のあった企業に対しての税率を下げるということについて申し上げたつもりであります。

○五十嵐財務副大臣

では、関連でお願いします。

○尾立財務大臣政務官

関連で、渡辺委員長からアンケートをお示しいただいたんですが、このアンケートでは、法人税率5%を引下げられた場合の雇用に対する影響というものはお取りになっていらっしゃるのでしょうか。もしあればお示しいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

いかがでしょうか。

○渡辺副会長・税制委員長

雇用は、現実にはとっておりません。おりませんので、我々の論理としては、設備投資が多くなったり、海外移転が抑止されるとすれば、それは国内の投資に回り、そのことは、この前提は経済成長があるとか、市場が拡大する、需要が増大することを前提にして、あるいはその先を見越した研究開発投資をし、先に見込まれるだろう需要を見て投資をするわけです。それができれば、我々としては、それを生産するために投資をし、人を採用して、経済を潤していくという論理があるわけですから、それが必ずそういうことになれば雇用が増大するという論理展開をしておりますので、意識的にその部分だけはとっておりませんけれども、そういう論理でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

連合さんの方から、証券優遇税制は延長すべきでないと言で端的に述べておられます。もう少し連合さんの御意見と、これに対する経団連さんの御意見をお聞きしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

お願いします。

○南雲事務局長

先ほども申しましたように、一部の中では金融所得課税等を強化すると海外に流出するのではないかという話もでございます。そういう意味では、過剰資本主義に対する反省を踏まえて、实体经济に貢献する金融ルールといいましょうか、そういうものをつくる必要があるというのが、世界の大きな流れだと認識をいたしております。

G20でも、租税回避等の取組みの強化や金融情報の透明化などが議論されております。税金は低いほど、規制は少ないほどいいという考え方は変えるべきではないかと思っております。

金融資産の格差は、所得格差よりも大きい部分があります。また、労働の対価としての賃金より、投資、投機による所得への課税を軽くするのは納得がいかないところであります。税による所得再分配機能を強化するためにも、総合課税化を目指すべきであると思っております。当面それが難しいのであれば、配当や譲渡益などに対する優遇措置を見直すべきだと思っております。現在の証券優遇税制は、株価対策の金融措置として導入されたと認識いたしております。それがずるずると6年も7年も続いているということが問題であると思っております。税金で株価対策をすることは、疑問であるということを考えております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、渡辺委員長、どうぞ。

○渡辺副会長・税制委員長

経団連の方は、お手元の提言書の中の10ページの一番下の方でございます。これは大変微妙な話でありますけれども、あえて反対とかいうことではなくて、今後の経済情勢並びに証券市場の動向に留意しつつ、慎重に検討すべきであると思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、尾立政務官、お願いします。

○尾立財務大臣政務官

上西先生にお聞きしたいんですけれども、更正の請求期間の延長の御提言をいただいております。まず、納税者からの減額更正の請求期間は、現在の1年を、ちょっと今、聞き取れなかったんですが、5年とおっしゃったかと思うんですが、その場合、課税庁が行う増額更正は、今、原則3年です。法人は5年、悪質な場合は7年でございますが、この場合は原則3年ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○上西調査研究部特命委員

税理士会の会務に基づく建議外のことですので、個人的意見として申し述べさせていただきます。よろしいでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

はい。

○上西調査研究部特命委員

更正の請求期間が仮に5年となったといたします。そうしますと、制度外の手続であります嘆願というものが無くなります。この部分につきましては、日本税理士会連合会はかねてより主張しておりました。その場合に、この課税庁からの増更正について、原則3年、法人税が5年、贈与税が6年となっているときに、原則の3年がそのままいいのかどうかです

けれども、日税連としてはその部分については言及しておりません。ですから、以下は個人の意見でございますけれども、もし3年のままであった場合に、あくまでも例えばでございますけれども、3年間の税務調査の結果、増更正あるいは修正という事案が生じるような場合に、ちょっと表現は語弊がありますけれども、4年前、5年前の分について更正の請求を試みようではないかという動機のようなものが働きはしないかとなります。そして、そうした制度になった場合は、当然のことながら制度がある以上、我々はそうしたことについて説明なり助言なりをすることになるかと思いますが、それが税理士としてやりたい仕事であるかどうかとなりますと、多少個人的な疑問でありますし、社会全体としてそれがモラルハザードにつながるかという懸念も持ち合わせております。

また、諸外国を見ました場合については、増更正の期間と納税者からの減更正の請求できる期間については、同じ年数であるという認識を持っておりますので、全体的なバランスを考えますと同年数にすることが適当ではないかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

日本商工会議所の大和田さんに伺いたいのですが、この真に必要な租税特別措置は恒久化すべきと。真に必要なだということ、やはり国民の皆さんに説得力を持って御説明をいただく必要があるかと思うんです。いろいろお立場はよくわかりますが。たくさん並んでいますが、もし優先順位があれば多少教えていただけると幸いです。

○大和田税制副委員長

主に中小企業関連でございますが、現在の状況でお話し申し上げますと、中小企業等基盤強化税制、これは卸・小売が対象になってまいります。21年度の実績で申し上げますと、8億6,000万円の減税につながっている。また、中小企業情報基盤強化税制、これもやはり同じように155億円の増税ということでございます。それと、人材投資促進税制もやはり75億円ということで、大変大きな金額になっているということでございまして、特に中小企業関連という形で日商といたしましては、この辺のところは是非ともこのまま残していただければと考えているところでございます。

これから、特に重要な部分というのは、やはり研究開発促進税制は現在どちらかといいますと大企業を中心ということが多くなっているところでございますが、実は中小企業といえどもこれから海外へ相当出ていかなければならない。出ていくというのは、製造基地を海外に移転するというのではなくて、海外市場というものもにらんだ形でいかないと、なかなか中小企業といえども成長は望めない。そういうときに、どうしても必要になってまいりますのが、この研究開発促進税制だろうと思っているところでございます。

中小企業といたしましては、なかなか自前で研究機関を持つことも非常に難しいわけでございますけれども、幸いにしまして各都道府県を中心にいろんな形で、そういった研究がで

きる体制も整いつつありますし、現在では産学共同という形での研究開発も盛んに行われている状況でございます。そういったものを後押しする意味も含めまして、この辺のところは是非ともお願いしたいと思っております。

また、もう一つ重要なことは、CO<sub>2</sub>の絡み等も出てまいりますけれども、エネルギー需要構造改革推進投資促進税制もやはり大きなウェートを占めてくるのではないかと考えておりますので、是非ともよろしくお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

篠原副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

私は税制の議論というのは、理屈で通していくことが大事だと思っております。先ほどモラルハザードという言葉が出てまいりましたけれども、これを本当に考えなければいけないと思っております。大和田さんの中では、新規創業ベンチャーの優遇税制とか研究開発、私はそれはいいと思いますけれども、ちょっと問題ではないかと思うのは、幾ら中小企業だからといって地球温暖化対策税に反対というのは、やはりこの御時世にこういうのはちょっとよくないことではないかと。

例えば我々日本人はそういう感覚を持たないかもしれませんが、私が食べ物の方におりますと、イギリスの話で、空輸シールと訳しておりますが、エア・フライト・シールということで、食べ物にそのシールを張っておくんです。どういうことかという、ちょっと手前みそになりますが、私はフード・マイレージと言っています、食べ物の輸送距離はなるべく少なくして、食べ物だけではなくて全部ですけれども、CO<sub>2</sub>の排出を少なくする。ですから、マークス・アンド・スペンサーという企業は、あなたはこんなに地球を汚してきた、海外からジェット機で輸入された食べ物を食べますかということをしているわけです。そこまでしてCO<sub>2</sub>を減らそうと。ナショナルトラスト運動のある国ですからね。ですから、そういうモラルは持っていただきたいというのが1つです。

そういう点で言うと、証券優遇税制廃止という南雲さんの、そして渡辺さんは明確な答えではなかったですが、私は今、TPPを担当しております、GDPの1.5%論というのをどこかの大臣が言っておりますが、今や世界中の第三次産業は、アメリカが82%、日本が78%、そんなもので経済をいったりしている国はないわけです。貨幣資本主義とおっしゃいましたけれども、そういうところを優遇しているのはよくないので、汗水たらしている人たちを優遇する、これからチャレンジしていく人たちを優遇する、そういう観点からやっていくべきで、税制はそういうふうに統一してそちらの方でやっていただけたらというお願いでございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。それでは、本当に活発な御意見をありがとうございました。本日は、お忙しい中、意見交換にお越しいただきまして、本当にありがとうございました。



本日は、貴重な御意見を本当にたくさん頂戴いたしました。これにて御退席をいただいて結構でございます。ありがとうございました。

(上西調査研究部特命委員／南雲事務局長／宮城常務理事／  
大和田税制副委員長／渡辺副会長・税制委員長退室)

○五十嵐財務副大臣

それでは、10月28日に引き続き、各府省からのヒアリングを行います。まず最初に警察庁からヒアリングをお願いします。時間が限られておりますので、時間内にメリハリのついた御説明を心がけていただくようお願い申し上げます。

○岡崎国家公安委員会委員長

警察庁でございます。警察庁関係では、平成23年度の税制改正要望として、捜査特別報奨金の非課税措置を提出しておりますので、御説明いたします。資料の1枚目に要望の概要を記載しております。

捜査特別報奨金制度は、都道府県警察が捜査を行っている事件のうち、警察庁が特に指定するものに関して、当該事件の検挙に結び付く有力な情報を提供した者に対して国費により報奨金を支払う制度でございます。

この制度は、国民の意識の変化によって、聞き込み捜査等の人からの捜査が困難になっている状況を踏まえ、一般からの被疑者検挙に資する情報提供を促進して、重要凶悪事件の検挙の徹底を図ることを目的とし、平成19年度から導入したものであり、平成21年度にはこの制度に基づく情報提供によって1事件を検挙しているところでございます。

警察は、地道に証拠を積み重ねて被疑者を検挙するという捜査の基本が変わるところはありませんが、依然として厳しい治安情勢に的確に対応して、国民の安全・安心な暮らしを守るためには重要凶悪事件の解決のため、有効な捜査手法の一つとしてこの制度を効果的に運用する必要がございます。

重要凶悪事件の検挙は、国民に治安に対する安心感を与える最たるものであると同時に、特に殺人等の被害者の御遺族にとって、情報提供による犯人検挙は計り知れない重い価値のあるものであり、その公益性は非常に高いものであります。また、情報提供者は犯人の近くにいる者が多く、捜査に協力するために殺人等の凶悪事件の犯人による、いわゆるお礼参りという自らの生命・身体が危険にさらされる恐怖を乗り越えて情報提供を行っておりまして、その行為は高く評価すべきものであります。

警察庁といたしましては、この制度や対象事件について、ウェブサイトやポスター等で広く国民に広報して、情報提供を呼び掛けているところでありますが、この制度の公益性にかんがみ、今回これを非課税とすることで対象事件に係る情報提供の促進を図り、重要凶悪事件の検挙に資することを期待しているところでございます。

なお、捜査特別報奨金制度による検挙を1年につき1件とし、平均的給与所得者が300万円を受け取ったとした場合、非課税措置に伴う減収額は1年につき、所得税が約17万円、個人住民税が約13万円となりますが、国民に治安に対する安心感を与えるという公益に比べて

是認される範囲であると考えます。

説明は以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの警察庁の要望について御質問・御意見等があれば、どなたからでもどうぞお願いいたします。

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

御提案いただいている捜査特別報奨金は、受け取る側からすると、これはあくまでも謝礼ですね。

○岡崎国家公安委員会委員長

はい。そうです。

○尾立財務大臣政務官

この謝礼金は、一時所得とされている他の謝金・礼金とは、本質的には変わらないと思っております。

そしてまた、犯罪被害者の遺族が情報提供のために自費で払うものについては、通常の謝金ということで課税されておりますし、また、捜査協力の謝金も同じ扱いだと思います。あえてこれだけ取り上げて別枠でという御要望は、ちょっと有効性、相当性、公平性に問題があるのではないかと思っておりますが、1点ちょっと気になるのは、この資料の2ページ目の有効性の欄で、1つ目が非課税により得られる金額が増加、2つ目が確定申告等の手続がなくなる、おっしゃるとおりだと思います。3つ目で、周囲に知られるのではないかとという情報提供者の不安の除去、これは非課税・免税することによって、これがどうしてこうなるのかというところがお聞きしたいところです。

○岡崎国家公安委員会委員長

手続をしていないという意味で、警察から直接報奨金を受け取ることができるということで、秘密が守られるということにつながるだろうと思います。

周りに知られることなくというか、先ほどもリスクを背負うということをお願いしましたが、もしかしたら近くに住んでいて、そういう意味では大変不安な状況で、余り人にも知られたくないということがあると思いますので、そういうふうを考えますけれども、この確定申告に赴くという情報提供の結果に付随する手続をなくしていきたい。周囲の人に知られてしまうのではないかとという情報提供者の不安を除去するというので、私はこれがいいのではないかと思う次第です。

○五十嵐財務副大臣

御要望は承りました。時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。

次に金融庁からヒアリングを行います。やはり時間が限られておりますので、時間内にメリハリのついた説明を、よろしくお願ひ申し上げます。

○東内閣府副大臣

それでは、金融庁の主要要望項目について説明させていただきます。お手元の金融庁の資料「平成 23 年度税制改正要望項目」を御覧ください。

1 ページ目、金融庁の税制改正要望に関する基本的な考え方を記載させていただいております。金融庁の平成 23 年度税制改正要望は、新成長戦略も踏まえ、新金融立国の実現を目指すなど、経済の持続的な成長への貢献、アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立、国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の考え方を柱として、1 ページ目に記載の主な具体的要望項目を始めとする必要な税制上の措置を要望するものであります。

2 ページ目、経済の持続的な成長への貢献として、上場株式等の軽減税率の延長を要望させていただきたいと思っております。証券の軽減税率 10%は、平成 23 年末に期限切れとなり、このままでは平成 24 年 1 月から本則税率 20%に移行することとなります。

一方、現下の経済金融情勢は、2 ページ目の下の参考の欄にも、各時期の係数が記載されておりますが、株価は足踏み状態が続いており、また、失業率が高水準にあるなど、厳しい状況にあります。

3 ページ目、直近 10 月の月例経済報告においても、景気の基調判断が 1 年 8 か月ぶりに下方に変更されております。また、先行きについても、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念といったリスク要因が指摘されているほか、IMF による世界経済見通しにおいても、日本の来年、平成 23 年の経済成長率の見通しは、今年 4 月時点では 2.0%であったものが、7 月時点では 1.8%に下方修正され、直近の 10 月時点では 1.5%と更に下方修正されているところです。

8 ページ目、リーマンショック後の主要国の株価推移を表したグラフですが、日本の株価は他の主要国に比べ、圧倒的に回復が遅れている状況にあります。こうした現下の厳しい経済情勢や、先行き悪化懸念を踏まえれば、証券の軽減税率の必要性は、軽減税率の導入決定時、平成 14 年末や、前回の延長決定時、平成 20 年末と比べても、残念ながらいささかも変わっておりません。

11 ページ目、特にこの証券の軽減税率については、平成 15 年の制度導入後、個人株主数や特定口座数が着実に伸びておりまして、有効に機能しているものと考えます。仮に平成 23 年末で、証券の軽減税率が廃止されてしまうと、日本経済に対してどれほどのネガティブ・インパクトがあるか計り知れないと思っております。デフレ終結を当面の重要政策課題に掲げている政府として、日本経済に責任を有する立場から、証券の軽減税率の延長を是非ともお願いしたいと思います。

16 ページ目、金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大、金融商品については商品間の損益通算範囲が限定的となっており、損失繰越期間も現状 3 年に制限されています。このため、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況となっております。こうした状況を踏まえ、個人投資家の積極的な市場参加を促すため、金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大を要望するものであります。

17 ページ目、アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立として、イスラム投資家は宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能となっています。

主要国では、外国投資家が受けるイスラム債の配当は非課税となっていますが、我が国では課税となっており、結果として我が国の金融資本市場にイスラム・マネーを全く呼び込めていない状況にあります。こうした状況を踏まえ、主要国の税制に合わせるとともに、イスラム・マネーを我が国に呼び込むため、海外投資家が受けるイスラム債の配当の非課税化を要求するものです。既に非課税化されている参考として、イギリス、フランス、シンガポール、マレーシア等があります。

18 ページ目、証券貸借取引に関する所要の税制措置として、証券貸借取引とは、現金等を担保に証券を貸し出し、あらかじめ定められた期日に現金担保利子を支払うとともに、証券の品貸料を得る取引です。

主要国では、証券貸借取引において、外国金融機関が受ける現金担保利子及び品貸料は非課税ですが、我が国では原則として課税となっており、国境をまたぐ金融機関の証券貸借取引が活発化しづらい状況となっています。こうした状況を踏まえ、主要国の税制に合わせるとともに、国境をまたぐ金融機関の証券貸借取引を活発化させるため、外国金融機関が受け取る証券貸借取引に係る現金担保利子・品貸料の非課税化を要望するものであります。御案内のとおり、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツは、既に非課税化を済ませているわけでありです。

19 ページ目、国際課税原則の見直し、総合主義から帰属主義への変更でございます。主要国においては、外国法人が国内に恒久的施設を有する場合、その恒久的施設に帰属する所得のみが申告対象となっており、これを帰属主義と呼んでいます。

一方、我が国においては、外国法人が国内に恒久的施設を有する場合、その恒久的施設に帰属するかどうかを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要であり、これを総合主義と呼んでいます。

このように、我が国の税制は、グローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっています。

こうした状況を踏まえて、主要国の税制に合わせるとともに、対内投資を促進するため、我が国でも外国法人の申告対象を、恒久的施設に帰属する所得に限定すること、すなわち帰属主義に変更することを要望するものであります。ちなみに全世界で、日本と同じ総合主義を採用しているのは日本とインドネシアだけと承知しております。

20 ページ目、国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大として、特定口座の利便性向上に向けた所要の措置として、特定口座は個人投資家の納税事務の負担を軽減する観点から設けられた制度です。これによって、個人投資家の利便性が大きく向上しており、直近の時点、平成 22 年 6 月末では約 2,300 万口座が開設されています。

その一方で、特定口座の預け入れ対象となる上場株式等は、税法により限定列举の形で規

定されています。経済社会情勢の変化に伴い、特定口座の預け入れ対象とすべき上場株式等も新たに発生してきており、個人投資家の参加拡大を図る観点からも、今般預け入れ対象となる上場株式等の範囲の拡大を要望するものであります。

21 ページ目、店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化。現在、市場デリバティブ取引は申告分離課税である一方、店頭デリバティブ取引等は総合課税となっています。参考にありますように、店頭デリバティブについては、段階的に市場デリバティブ取引と同様の証拠金規制等が整備され、現在、両者の間で規制上の大きな差は存在していません。

このように、店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引は、経済的性質や規制が基本的に同一の金融商品取引であるにもかかわらず、同一の課税がなされておらず、現行の税制は個人の金融商品の選択に歪みを与えている状況にあります。

こうした現状にかんがみ、今般、簡素で中立的な税制を構築する観点から、店頭デリバティブ取引に対する課税方式を申告分離課税とし、市場デリバティブ取引の税制と同一とするよう要望するものであります。

以上が金融庁の主な具体的要望項目でございます。なお、その他の要望事項については、最後の 22 ページに項目のみ記載しておりますが、本日は時間の都合で説明は省略させていただきます。御静聴ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。それでは、ただいまの金融庁の要望について御質問・御意見があれば、どなたからでもどうぞ。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

昨年の税制改正を担当しました峰崎でございますが、一番最初にあります上場株式の軽減税率ですが、要するに株が下がってきたがゆえに、あるいは株価が低迷しているがゆえに税率を下げるという理屈はもう破綻をしたのではないですか。そういう意味で、これをまた引き続き要望するというのは、私は昨年の大塚副大臣と随分話を詰めましたけれども、これはもう国会における鳩山前総理あるいは菅総理も含めて、この点についてはもう見直しをしますという方向ははっきり出していますから、改めてこういう形で出てくるということについては、いささか政治的なセンスというものをやや疑わざるを得ないと思っております、その点についてどのように考えておられるかお答えください。

○東内閣府副大臣

おっしゃられることはおっしゃられることとして、それは承りますが、例えば 11 ページを御覧いただきますと、証券の軽減税率は平成 15 年度の制度導入以来、個人株主数や特定口座数が着実に伸びていることなどから、有効に機能していると思います。もうこの考え方は破綻したのではないかという御指摘でございますが、もしこれを本則税率に戻したときに、どういう現象が起きるのか、それに対して責任をお持ちであるというならば構いません。私は間違いなく本則 20%に戻れば、右肩上がりの折れ線がぐっと下がってくるだろうと。もし株

価値が下落したらどうなるのか、企業の立場から見れば資産価値が減ります。そして投資が当然控えてくる。また、個人にとって見れば、株価が下がれば当然消費意欲はなくなるのではないのでしょうか。政府が言っている、まさに経済成長を維持していく、あるいはまたデフレから脱却していく、どういうふうにとらえたらいいのかと思います。

○五十嵐財務副大臣

ほかに、尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

全般的に、この後深く議論させていただきたいと思いますが、今の証券税制の10%軽減税率の維持ということですが、イギリスの例だけ御紹介いたしますと、やはりキャピタルゲイン税の税率引き上げを行いました。その結果どういうことになったかということ、これは事実でございますのでまたお示ししますが、この引き上げによって株価が低迷したという事実は見られないということは申し添えたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ほかによろしいですか。内山政務官、どうぞ。

○内山総務大臣政務官

イスラム・マネーを呼び込むという御説明がありましたけれども、これはどのぐらいのロードを呼び込むとお考えになっているのでしょうか。

○東内閣府副大臣

正確には、どれぐらい入ってくるかわかりません。でも少なくとも主要国において、もう非課税化をしていて、まさに私たちは成長戦略の中で金融立国を標榜しているわけでありますから、またアジアにおいてもメインマーケット・メインプレーヤーを目指そうとしているわけでありますから、そういう意味で非課税化を主張させていただいているということです。

また資料等がありましたら送らせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ほかにありますか。

それでは、時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。

○東内閣府副大臣

どうもありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

次に外務省からヒアリングを行います。繰り返して恐縮でございますが、時間内にメリハリのついた説明を心がけていただきますようお願い申し上げます。

○山花外務大臣政務官

外務省でございます。よろしく申し上げます。1枚紙で御説明をさせていただきます。

外務省として、新成長戦略あるいは民主党のマニフェストなどを踏まえまして、5点の要望をさせていただきます。

1つ目は、国際開発連帯税の新設を要望させていただくものです。世界の開発需要に対応

するために、新たな税制度を我が国に導入するというものであります。

ミレニアム開発目標というのを御存じかと思いますが、2015年までに国際社会が達成を目指す8つの開発目標ということで、ちょうど2015年までの折り返し地点にきているんですが、国際的な開発課題に対応するために、必要な資金が、今、日本だけではなくて、世界的にも不足をいたしております。

伝統的なODAのみでは、とてもその目標達成がおぼつかないというところがありまして、このための資金調達を国際的には、革新的資金調達という呼び方をいたしております。この開発資金のギャップを補うべく、追加的、持続的かつ予測可能な資金を調達しようというものでございます。

我が国において、いかなる国際連帯税を導入すべきかということにつきましては、新しい税金を作りましょうという話でございますので、税調を始めとする政府部内において、今後議論をさせていただきたいと思っております。

2つ目は、特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置として、認定特定非営利活動法人制度について、これは市民公益税制PT中間報告書を踏まえまして、内閣府及び環境省と共同で要望させていただくものでございます。

「新しい公共」の担い手である、国際協力NPOの財政基盤強化のための環境整備を目的とするもので、詳細は、そちらの紙に書かせていただいております。

3つ目は、法人税率の引き下げでございます。対日投資を通じた日本経済の活性化を促進するというところで、現在、国際的に比較して高水準にある法人税率を引き下げて、投資誘致上の国際競争力を高めることが目的でございます。

各国では、投資誘致を通じた経済活性化のための低めの法人税率を設定することが今、潮流となっていると承知をいたしております。

4つ目は、連結納税です。現行法上、連結納税を行うことができるのは、全額出資の子会社のみとなっております。この連結納税対象範囲を拡大して、企業の組織形態の柔軟性を高めることによって、投資誘致上の国際競争力を高めることが目的であります。

主要先進国の連結納税対象となる子会社の出資比率は、大体50%~90%の幅でございますので、日本は相対的に全額出資のみということで厳格であるので、ここを緩めていただきたいということでございます。

最後は、租税条約の締結促進ということです。租税条約は二重課税の調整などを通じた投資交流の促進、また、税務当局間の情報交換を通じた脱税あるいは租税回避行動への対応となるための重要な経済インフラであると考えます。

企業等の経済活動が急速にグローバル化している中で、既存の租税条約ネットワークは必ずしも十分と言えるものではありません。関係省庁とも連携を強化して、未締結の国との新たな租税条約を締結すること、既存の租税条約の改正により、その内容を充実させていくことが重要であると考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの外務省の要望について、御質問、御意見等があれば、どなたからでも伺います。

それでは、峰崎参与からお願いします。

○峰崎内閣官房参与

最初の国際開発連帯税の新設なのですが、例えば後ろの方で、国土交通省の池口さんのところは、具体的にこれに逆行する航空券連帯税の導入反対と書いてあるんです。要するに、こんな抽象的なことを出してきても、何に課税してどうするのか、目的は何なんなのかということも非常にあいまいだし、この12月には、そういう国際連帯税をやっているところの世界会議が日本で開催されるわけでしょう。議長は大臣がやられるわけですね。この間、ニューヨークでも発言されているわけですね。航空券連帯税を入れようと、もう少しそこら辺を具体的に提案してこないと、このままだったら、全然論議の対象にもならないんですよ。ですから、議連なんかもあって、ちゃんとそこら辺をしっかりと議論しているんですね。そこを具体的にもう少し出さないと、しかも航空券だけではなくて、あるいは外国との間の通信、これも消費税が非課税なんです。そういうすべての問題を全部絡めているので、もう少し具体的に積極的にやっていただかないと、私なんかは、そういうものをずっと推進論者だったから、この点、外務省は余りにも抽象的な要求を出しているというのは、非常に不満なんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

私も推進論者なんだけれども、1行目、2行目でさらって出てきて、少々がっかりしていて、これは池口さんの反論は想定されることで、時期的にも、やはり池口さんが言い出したら、多分、そっちに軍配をあげなければいけなくなってしまうのではないかとも思います。

むしろ、課税対象については幅広く、例えば国際証券取引だとか、いろんなケースが考えられるので、少し幅広く検討されて、そして、よりリアリティーのあるものに外務省としては検討したり、かつまた提案されることを要請したいと思います。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣。

○池田経済産業副大臣

国際連帯税については、いろいろそういう御意見もありますが、しかし、第3点の法人税率の引き下げは、海外の状況を一番知悉しているべき外務省が、このようなことをおっしゃっているということは、重く見なければならぬということを一言付言しておきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますか。それでは、本日は、ここまでとしたいと思います。ありがとうございました。



次に財務省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、厳にメリハリの付いた説明を心がけていただくようお願い申し上げます。

○吉田財務大臣政務官

財務省です。お手元の2枚組の資料を1枚めくっていただきます。

全体として財務省は、大きく4項目、合計で9つの要望でございますが、大半は、よその省庁の所管ということで、今日は2つの黒枠の部分だけ要望したいと思います。

次のページの図を見ながら聞いていただきたいんですが、まず、最初は源泉徴収不適用の国債ですが、範囲を拡大したいということです。

下の方にポンチ絵が書いてありますが、一般会計、特別会計、国債整理基金等、国債や政府短期証券を発行しておりますが、大半が市中の法人が引き受けたということで、源泉徴収というものを適用しないということになっております。つまり、会社にすれば、全部受け取り金利について法人税で払うと、源泉徴収はしないでもらいたいと、こういう制度が定着しているわけです。

今回、一番左の端、国債（新規財源債）（短期）と書いてありますが、実は、国債の新規債はほとんど中長期ものが多かったわけですが、ここ数年補正予算で国債を新規にとということも考えなければならぬ時代に入ったものですから、短期の新規の国債も同じような源泉徴収不適用にした方がいいのではないかとということでございます。

1枚めくっていただいて、もう一つの要望は、酒造メーカーが払っている登録免許税の軽減、今、軽減されておりますが、これをあと2年間延長していただきたいという点でございます。

この表の真ん中辺に書いてありますが、酒造メーカーが原料米を購入する、借金をして米を買うと、そのときに、左側にありますが、日本酒造組合中央会が保証をするわけでございます。ただし、信用力の小さい酒造メーカーについては、担保を取らなければならない。その担保を登録するときに税金を4分の1にしてきたわけでありまして。

右の方に書いてありますが、実績は非常に少なく、昨年ですと7件で、38万円程度の軽減で、非常に少額の特別措置になっておるんですが、一番下に書いてあるように、同じような仕組みが信用保証協会とか、農業信用基金協会、農林漁業等について同じような仕組みがあるものですから、これだけをいじるというわけにもいきません。全体として維持するというのであれば、これも維持していただきたいということでございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、財務省の要望について、御質問、御意見を申し上げます。

尾立政務官。

○尾立財務大臣政務官

御要望については、すべての項目で、後ほどゆっくり議論させていただきたいと思っております。

が、とりあえず、酒造組合への軽減税率の適用の延長でございますけれども、今、まさしく御説明いただいたように、清酒製造業者は同じ軽減税率が適用される信用保証協会の保証も利用できるわけでありまして、あえて、この清酒業界のみの軽減措置を取ることの必要性、相当性が非常に乏しいと思っております。

とりわけ、よけいなことかもしれませんが、登録免許税の軽減額が酒税にこれだけ結び付いたというこの説明は、非常に論理性がないと思しますので、使われない方がいいんじゃないかと思えます。

○吉田財務大臣政務官

ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。それでは、時間の関係もありますので、本日は、ここまでとしたいと思います。

次に、国土交通省からヒアリングを行います。重ねて恐縮でございますが、時間内にメリハリの付いた説明を心がけていただきますよう、お願いを申し上げます。

○池口国土交通副大臣

時間も押しているようですので、ポイントを絞って話をさせていただきます。

国土交通省の今回の要望でございますが、1 ページ目は目次ですので、飛ばしてください。2 ページ目から説明したいと思います。

2 ページ目は、今回、平成 23 年度の税制改正要望の基本的な考え方でございます。

今回の要望に当たっては、1 番目として、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則の徹底。

2 番目として、現行の租税特別措置について適用実態、効果を踏まえ、厳格に見直しを行うこと等の基本ルールを踏まえて、国土交通省として大胆に選択と集中を行った上での要望事項であるということを御理解いただきたいと思えます。

結果としまして、新規なり拡大で 535 億の減収ですが、19 事項廃止をしておりますので、これが 575 億円という計算をしておりますので、差し引き約 40 億円の増収ということになるかと思っておりますので、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を厳守しておるということ、まず、説明したいと思います。

次に 3 ページを御覧いただきたいと思えますが、これは主要項目の概要を全体として紹介しました。

国土交通省では、主要項目として、1 番目に国土交通省成長戦略の促進を図るための、成長戦略促進税制。

2 点目に地球温暖化対策・環境関連税制。

3 点目に安心・安全・セーフティーネット関連税制の 3 つの柱でとりまとめております。

まず、成長戦略促進税制ですが、国土交通行政というのは裾野が広くて、内需拡大や雇用拡大など、経済に大きく影響を与えるため、我が国の経済成長を促進する観点から要望を伺っております。

具体的には、海洋・航空分野、国際展開・官民連携分野、住宅・都市分野において必要な税制を盛り込んでおります。

2点目に、地球温暖化対策・環境関連税制ですが、地球温暖化対策税（仮称）に関して要望しているほか、電気自動車、スーパーエコシップなど、省エネ・グリーン化の推進のための税制を要望しております。

3つ目の安心・安全・セーフティーネット関連では、現在、検討中の交通競争に対応した地域公共交通の確保・維持・改善へ向けた関連税制の整備。

離島・半島などの条件不利地域の振興や地域のコミュニティ活動への投資を促すための税制を要望しております。

また、国民生活の基盤である内需拡大の柱でもある住宅について要望をしております。

併せて、近年増加しておりますゲリラ豪雨等に対応した水害対策の推進に必要な税制についても要望しております。

国土交通省の要望は多岐にわたっておりますので、貴重な時間ですから、全部は説明できませんから、ポイントを絞ってこの後、幾つか説明をさせていただきます。

まず、4ページでございます。我が国の航空企業は、オープンスカイの推進や首都圏空港容量の拡大により、国際的な厳しい競争に本格的に突入いたしました。

一方、世界に占める我が国航空会社の輸送シェアは、平成元年から平成18年までの17年間で半減をしており、残念ながら国際競争力は低下をしております。

そこで、平成26年度までの今後3年間を集中改革期間として航空会社によるコスト削減努力等の事業改革、我が国の航空の調整力強化のための航空行政の改革を推進し、官民挙げての我が国航空会社の競争力強化を図ることとしております。

このための税制改正要望として、航空機燃料税の引き下げをお願いしております。航空機燃料税は、世界的にもほとんど例のない税制です。課税をしておる米国と比較しても、20倍を超える極めて高い課税レベルにあることから、国分の2分の1の引き下げをお願いしております。

なお、航空券連帯税がもし出るということであれば、我が国航空会社の競争力を阻害するものであり、強く反対したいと思っております。

5ページ目をお願いします。世界の海上荷動き量は、過去10年間で年平均4%の伸びとなっておりますが、日本商船隊の輸送シェアは低下をしております。

理由としては、世界単一市場であり、また、海外での海運会社のM&Aが進み、寡占化され、競争が激化していることが挙げられます。資源の大半を海外に依存する我が国にとって、経済安全保障確立の観点から新成長戦略に期待された日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力強化の早期実現を図る必要があります。日本のライバルのデンマーク、韓国、ドイツなどの海運先進国並みにトン数標準税制の充実を図る必要があります。

トン数標準税制ですが、実際の利益ではなくて、船舶のトン数を基準とした一定のみなし利益に課税する外形標準的な課税であり、現行の税制の対象は、日本商船隊の4%である日

本籍船のみに限られております。我が国の商船隊を構成する船は、96%が外国籍船であり、諸外国では、外国籍船もすべてトン数税制の対象とされていることから、海外子会社の外国籍船をトン数標準税制の対象に追加していただけるようお願いいたします。

6 ページを御覧ください。国際航空分野を外航海運分野とした国際運輸分野においては、ますます国際間の競争が激化し、残念ながら我が国企業のシェアは低下をしつつあります。

これらの国際運輸分野を取り巻く課題としては、燃費効率のよいコスト競争力を有する船舶、航空機に対する設備投資の促進等、世界的にほとんど例のない航空機、船舶の保有に課する固定資産税の課税の見直しがあります。

このため、海外のライバルに対抗できるコスト競争力を有する国際線航空機及び外航船舶に対する特別償却制度の創設と、ライバル国と同様の競争条件が確保できるように国際線航空機や外航船舶の固定資産税の非課税化をお願いいたします。

7 ページを御覧ください。港湾は戦略的に重要なインフラであり、中国、韓国、シンガポールなどの台頭が著しく、我が国港湾の地位は低下をしております。

それらの国に対抗していくため国交省としては、港湾経営の民営化の方針を打ち出すとともに、今年8月に国際コンテナ戦略港湾としての京浜港と阪神港を設定したところでございます。

今後は、民の視点で港湾運営を行うことで、低コストで効率的な港湾運営を推進する必要がありますが、公営時には非課税であった固定資産税等の税負担が民営化により新たに発生することになります。

今後は、民間資産で、資金で海外のライバル港に対抗できる新たな上物施設整備を推進することにしてありますが、その資産に対しても公営時には非課税であった固定資産税が高いため、民間の経営主体が新たに取得した荷さばき施設等に対して、2分の1の固定資産税等の減免措置をお願いします。

また、埠頭運営の一体化や24時間化に取り組む高度なターミナル運営にかかるものについて、政府促進の観点から4分の1に減免していただきたくお願いします。

8 ページを御覧ください。国内のインフラ市場が疾走する中、海外インフラ市場に目を向けると、アジアだけでも向こう10年間で約8兆ドルという膨大な需要が生まれており、新成長戦略に書かれているように、このような新たな需要を取り込むことが、我が国の経済成長のためには必要でございます。

一方で、大規模な海外プロジェクト、インフラプロジェクトは、契約後に工事を行うため、想定外の費用がかかる場合が多いことや、事業期間が長期にわたるなど、リスクが大きく、市中企業が大きな損失を被る可能性があります。

そこで、特にリスクが大きい大規模な海外インフラプロジェクトについて、新たな準備金の創設をお願いしたいと思います。

具体的には、海外インフラプロジェクトを受注する法人が準備金として契約金額の1%を積み立てたとき、その積立額を損金算入することなどを要望しております。

9 ページを御覧ください。昨今アジア地区では、上海、シンガポールなどの都市の成長が著しく、一方、東京を始めとする、我が国の大都市の地位は急激に低下し、国の経済を牽引する大都市の再生が急務となっております。

そのため、都市の再生の拠点となる都市再生緊急整備地域等において、経済波及効果の大きい民間都市開発プロジェクトを誘発することとしておりますが、そのためには、事業立ち上げにかかる税の負担を軽減する税制支援が大変重要であります。

具体的には、お手元の資料のとおり、国際競争力強化につながる地域については、支援内容を深堀りし、先導的なプロジェクトへの思い切った税制支援を創設すること。

更に、全国 65 の都市再生緊急整備地域では、既に計画中のプロジェクトの足元をすくうことのないよう都市再生推進税制を継続することをお願いいたします。

本税制は、優良な民間都市開発を誘発し、民間建設投資が雇用の拡大にも寄与するものであり、国全体の成長に大きな効果をもたらすと考えております。

10 ページ、地球温暖化対策を強力に推進するためには、環境にやさしい交通体系の実現が不可欠となっております。地球温暖化対策のための税を既に導入している北欧諸国など、環境先進国では環境にやさしい公共交通機関に対して免税等の措置が講じられております。

我が国においても、地球温暖化対策のための税の検討に当たっては、北欧諸国など環境先進国と同様、貨物物流の効率化、公共交通機関の利用促進に資する事業等に使用される燃料等に対して、免税等の措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、その税収については、環境にやさしい交通体系の一元を図るため、貨物物流の効率化の推進や、公共交通機関の利用者の利便の増進、省エネ投資等に優先的にやっただくようお願いいたします。

11 ページです。住宅リフォーム工事をした場合の税額控除制度は、現下の経済状況にかんがみ、大変重要な役割を担うものであります。

住宅リフォームは、質の高い住宅取得という効果に加え、地域社会の波及効果が大きいものであります。政府の新成長戦略では、リフォーム市場の規模倍増を目指しておりますが、本制度は、新成長戦略の実現に不可欠な象徴的な措置であります。

現下の経済状況は、政府が1年8か月ぶりに景気の判断を下方修正するなど、この制度が創設された当時と変わらぬ、極めて厳しいものであり、先に政府で決定した経済対策についても住宅については、引き続き、各種税制の活用を図るとなっております。

こうした中で、国民や事業者はエコポイントの延長とともに、本税制措置が存続することを織り込んで、リフォームの継続や資材等の供給計画を立てており、本税制措置が突然1月1日から廃止されると、国民の事業者の信頼、期待に背くとともに、大きな混乱を生じさせるおそれがあります。このことから、住宅の省エネやバリアフリーのリフォームを支援する税制措置の延長をお願いします。

12 ページを御覧ください。人口減少は高齢化が進行する地方部において、バスや鉄道の路線縮小・廃止が相次いでおりますが、これらの地域で安心して生活し、地域の活性化を図るた

めには、移動手段と社会参加機会の確保が必要です。そのためには、地方部の人々の暮らしを支える乗り合いバスや鉄道、航路、航空路などを守り育てていくことが必要不可欠となっております。乗り合いバス車両や地方鉄道の安全性向上設備、船舶、航空機などにかかる固定資産税などの保有コストの負担について非課税化などにより大胆に軽減していただくようお願いいたします。

離島などの条件不利地域では、全国平均を上回る人口減少や高齢化が進行しております。

また、これらの地域は輸送コストが高くなるなどの制約があるため、元来、企業が定着しにくい地域であります。

一方で、離島、半島は、人口は全国のおよそ4%にいきませんが、豊かな自然や食べ物など固有の資源を有しており、我が国の国土の1割を占め、更に広大な排他的経済水域等を確保する上でも重要な地域であります。

このため、地域固有の資源を活用した産業や人口集積地から離れていても立地できる産業を振興し、地域の雇用の維持、創出によって若年層を始めとした人材の定着を図ることが必要です。

本税制は、企業の設備投資や新規立地を促進するものであり、その結果、域内での新規雇用の創出や所得の安定、地場産原料の活用など、地域経済を活性化する効果が期待されます。我が国の貴重な国土である離島や半島を振興するために、本措置を延長、拡充を要望いたします。

以上のように、国交省の改正は、国民生活や経済生活に大きな影響を与えるものばかりであり、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則を守りつつ、成長戦略の促進など必要な税制に重点化して要望をとりまとめたのでよろしく申し上げます。

最後に1点付加させていただきますが、今日の朝、総務大臣が環境自動車税について表明がありました。これについては、どう扱うかというのはわかりませんが、少なくとも政府の税制改正大綱や関連税法では車体課税については、簡素化、グリーン化、負担の軽減を実現すると書いてありますので、本日の中身を見る限り、そのようにはなっていないと思っていることを付加したいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。国土交通省におかれましてはペイ・アズ・ユー・ゴー原則に御配慮いただき、廃止・縮減案を提示していただいたことを高く評価させていただきたいと思っております。

それでは、国土交通省の要望について御質問・御意見があれば、どなたからでもどうぞ。

尾立政務官、お願いします。

○尾立財務大臣政務官

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則について評価は同じでございますが、全般的にコメントをさせていただきます。

まず、航空機燃料税率の引き下げ、350 億円規模の減収になるわけでございますけれども、一方で一般会計から特別会計へ、平成 22 年ベースで 415 億円が繰り入れられておる、この現状を維持しつつということでございます。特別会計の事業仕分けでもこの点も指摘されておりますし、また地球温暖化対策の関係から慎重に検討する必要があると思っております。

2 番目で、トン数標準税制の拡充ということでございますが、現行制度は御指摘いただいたとおりに、日本船籍の増加及び日本人乗組員の確保を目的に創設されたものでございますけれども、今回は外国船籍への適用をとということでございますが、政策目的の合理性の観点から慎重に検討する必要があるかと思っております。

3 つ目で、国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度でございます。これは既存の船舶の特別償却制度の衣替えをするものであり、取り分け、この既存措置の適用実績が低調である中で衣替えをして本当に有効なのかという点があるかと思っております。

もう一点、国際航空機についても、既存のバリアフリー対応型航空機の特別償却制度の利用実績は 1 社ということで、公平性・中立性の観点から問題があると思っております。

それと、海外インフラプロジェクト準備金制度の創設でございます。これはまさに特定業種、建設業の支援策ということで、他の業種との公平性・中立性の観点から問題があるかと思っております。

次で、これも新しいもので、特定都市再生緊急整備地域の課税の特例でございます。これは既存の都市再生・まち再生特例を廃止・縮減せずに新設を求めるとということでございますので、相当性の観点からも検討していく必要があると思っております。

6 番目で、都市再生促進税制の延長で、これは適用実績が非常に少ないということでございますので、本当に必要なかどうか。この点からの検討が必要であると思っております。

最後で、御説明はございませんでしたが、リストの中にございますコミュニティー活動支援ファンドへの税額控除制度の創設で、まず、このファンド、また税制によってどれほど地域活性化・発展のために資するのか、有効性の検討をさせていただかなければいけないと思っておりますし、また、将来は返還される出資金や融資に対しての 10% 税額控除、これは出したときということなんですが、返ってきたときにはどうなるのか。この辺の仕組みも慎重に検討させていただかなければいけないと思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○池口国土交通副大臣

何点か御指摘をいただきましたが、まだ説明が足りないということですので、また別途詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

○尾立財務大臣政務官

よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

6 ページの国際運輸基盤整備のための特例措置の創設というところで固定資産税のことに  
ついて言及されているんですけども、これは各事業者、海運事業者・航空事業者の営業費  
用の中で固定資産税の占める割合というものは極めて低いのではないかと思うんですよ。そ  
ういう中で、この制度をやるということで本当に効果があるのかという気がいたしておりま  
すので、この点も考えていただければと思います。

○池口国土交通副大臣

はい。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

それでは、本日はここまでといたしたいと思います。

次に、環境省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、時間内にメリハ  
リのついた御説明を心がけていただくよう、お願いを申し上げます。

それでは、近藤副大臣、お願いします。

○近藤環境副大臣

環境省の税制改正要望について御説明いたします。特に重要と考えております4点の要望  
について、まず御説明をさせていただきたいと思います。

最初に要望の筆頭であります「地球温暖化対策のための税」の創設についてということで  
ございます。資料の1 ページでございます。

「地球温暖化対策のための税」については、昨年の税制改正大綱及び税制改正法等におい  
て、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう検討を行う旨、規定されており、これを踏ま  
え、来年度からの実施をということで要望をさせていただいております。

2 ページであります。この「地球温暖化対策のための税」は、課税によるCO<sub>2</sub> 排出抑制  
に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO<sub>2</sub> 排出抑制への二重  
の効果を得ることをその目的とするものであります。

図は提案の具体的なイメージということになりますが、右側の緑の部分で今回提案をして  
おります「地球温暖化対策のための税」ということであります。その内容といたしましては、  
全化石燃料に対する輸入者・採取者段階でのCO<sub>2</sub> 排出量に応じた課税と、ガソリンに対す  
る現在のCO<sub>2</sub> 抑制効果を最低限維持する観点等からの製造業者の段階での上乗せ課税、右  
上のところでありますが、その2つから成るものとしております。

資料の3 ページを見ていただきたいと思います。制度の骨子ということで御説明をさせ  
ていただきます。

「1. 基本的な考え方」としては、先ほどの図で説明させていただきましたとおり、CO<sub>2</sub>  
排出量に応じた全化石燃料への課税に加え、ガソリンへの上乗せ課税ということで提案をさ  
せていただいております。税の名称については、税制改正法等に規定をしている「地球温暖



化対策のための税」という仮置きで要望としており、最終的な税目については税制調査会で御議論をいただきたい。こんなふうに思っております。

4 ページを御覧いただきたいと思います。「2. 全化石燃料への課税」についてであります。

課税の具体的な仕組みについては、現行の石油石炭税と同様、広く化石燃料を対象に輸入者・採取者の段階で課税することとし、軽減措置についても現行の石油石炭税において、政策上の必要から免税が認められているものがあることから、それに関しては同様の措置を取るということで提案をしております。

使途については、昨年の議論では国民・納税者の理解を得るために全額、温暖化対策に充てる仕組みとするべきという意見を多くいただいたことを踏まえ、全化石燃料への課税分については、省エネ設備の導入といった効果がわかりやすい対策が多く、相当額のまとまったニーズがあるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減対策に全額充てるということにしております。

税率については、全化石燃料にCO<sub>2</sub>排出量に応じた負担を求めることとしますが、その具体的な税率水準については、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制に向けた財源、CO<sub>2</sub>排出抑制効果、国際的な税負担のバランスを勘案し、今後具体的な提案をさせていただきたい。こういうふうに考えております。

「3. ガソリンへの上乗せ課税」についてです。

課税の内容について、現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、そのCO<sub>2</sub>排出抑制効果を税制上明確に位置づけ、かつ、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持することを提案しております。

使途については、昨年と同様、地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとしますが、特定財源とはしないということにしております。

次に、5 ページにまいりたいと思います。「地球温暖化対策のための税」の本来の目的である、抑制効果・財源効果を通じた温暖化対策、国民経済・国民生活へのプラス面について十分理解を得るまでに至らなかったという昨年末の反省を踏まえ、全化石燃料への課税部分について使途をより明確にしております。

具体的には、特に温室効果ガス排出量の削減の進捗が遅れている民生部門の、日々の暮らしのエコ化や低炭素な地域づくりなどに充てていきたいと考えております。

次に、個別の租税特別措置のうち特に重要と考えている3つの要望につき御説明させていただきます。資料の6 ページであります。

公害防止対策において、現在、特に重要かつ深刻な問題として残されておりますものが、毒性が強いPCB汚染物及び石綿含有廃棄物であります。PCB汚染物につきましては、PCBの適正な処理に関する特別措置法に基づき、平成28年度までにその全量を処理することが定められていますが、依然30万トンのPCB汚染物が未処理のまま残されています。また石綿含有廃棄物については、4,000万トンが未処理のまま残されている一方、毎年100万トンがビル解体等により廃棄物として発生しています。

これらの廃棄物を円滑に処理し、健康被害の未然防止を図るためには、これらの廃棄物の無害化処理施設の早期の設置が不可欠ということで、そのため無害化処理施設の設置を後押しする租税特別措置の延長をお願いしているということでもあります。

7ページを御覧いただきたいと思います。日本環境安全事業株式会社では、P C B汚染物のうち特に高濃度のものについて、全国唯一であります。ここで処理を行っており、法で定める平成28年度までにその全量を処理するためには、新たな処理設備の設置が欠かせないということでもあります。このため、設備の設置に当たって不動産取得税の非課税措置の延長をお願いしたいと思います。

8ページであります。更に特定特殊自動車といたしまして、工事現場等で使用されているフォークリフトなどの公道を走らないオフロード車については、台数は少ないわけですが、大気汚染の発生源としての割合が高いことから、新たに大気汚染物質の排出量の大幅な基準強化を予定しております。そこで新しい、厳しい排ガス基準に適合したオフロード車の早期市場投入、早期取得を促すことが大気汚染の改善に非常に有効であり、そのための新基準に適合したオフロード車の取得に対する優遇措置の創設を強くお願いしたいと思います。

あと、個別の説明は省略いたしますが、9ページ、10ページということで、その他の要望事項として書かせていただいておりますので、御覧をいただき、御検討をいただきたいと思っております。

以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの環境省の要望について御質問・御意見を承ります。

池口副大臣、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

地球温暖化対策税のイメージですが、2ページのイメージで描かれていて明らかなように、下にげたを履かせて、上は維持されると、トータルとしては増えるということになります。たしか去年の提案は、下にげたを履かせた分、上の部分を削っていたわけで、イコールだったんですが、今回は増える提案のイメージですので、これは本当にいいのかどうかというのは別途、地球温暖化対策税の議論のときにしなければいけないと思っています。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

末松副大臣、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

今の「地球温暖化対策のための税」について、基本的に私は、そこは本当にきちんと審議して、しかるべく形で定着させればよいと思っていますけれども、1点、私どもの沖縄を担当する部局として、沖縄に対する配慮をお願いしたいということがございます。沖縄の完全な離島・諸島経済で、物流コストが非常に高いということがございますので、種々の税が減

免措置等をやられております。そういった意味で、この税のそこに当たっては是非、沖縄の特殊性を考えていただきたい。そこはお願いでございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

P C B汚染物等の施設に関わる特別償却の延長でございますが、平成 22 年度改正において、当時、今年度中に 10 件の適用見込みがあるという前提で 1 年延長しておりますけれども、現在までに適用実績がない。そういう意味で、有効性の観点から見直す必要があると思っております。

もう一つ、御説明がなかったかと思うんですけれども、国立公園の相続税の特例措置の創設で、風景地保護協定の締結というものが特例措置の要件だそうでございますが、実績は 6 年間で 1 件のみということで、有効性・相当性が認められないのではないかと思っております。また、継続的に実施してきている民有地借り上げ事業の予算もありますので、それとの関係からも検討していかなければいけないと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

2 点ございまして、まず 1 点は「地球温暖化対策のための税」の中で 2 点あるんです。

1 つは、現行の地方揮発油税あるいは軽油引取税、いずれも地方税ですけれども、これとの関係をどう整理しているのかというところが非常に 1 つ気になるところでありますので、またいろいろと教えていただければと思います。

2 点目でございますけれども、使途に関して C O 2 排出抑制対策に全額充てるということではありますが、現行の温暖化対策の国と地方の歳出の状況なんですけれども、国の方が全府省で 1 兆 1,000 億円程度、地方がすべての自治体で 1 兆 6,000 億円程度のお金を使っている。勿論、地方の側には補助金というものも入っているかもしれませんが、そういった分を差し引いても地方歳出が非常に多いのが今の温暖化対策であるということでもあります。

それとの関係を考えたときに、ここに書いてあるような使途だけのやり方でいいのかどうか。地域主権改革なども関連しますと、地方税財源の充実ということもあり、国からのいわゆるコントロールをいかに排除するかということもありますので、そういったことも含めてこれから検討されていくべきことではないかというふうに、2 点の御指摘だけで、よろしくお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

それでは、また別途大きな問題ですので、調整・協議とさせていただきたいと思っております。

それでは、本日は、環境省についてはここまでといたしたいと思っております。

次に、防衛省からヒアリングを行います。最後になると思いますが、やはり時間内にメリハリのついた説明を心がけていただきますよう、お願い申し上げます。

○広田防衛大臣政務官

ラストバッターの防衛省でございます。よろしくお願い申し上げます。

防衛省の方からは1件でございます。特定の事業用資産の買い換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例の3年延長を要望させていただきたいと思っております。

まず、今回お願いいたします特例措置の背景にある取組みについてお話をさせていただきたいと思っております。

自衛隊や米軍が使用しております飛行場は、我が国の防衛、そして安全保障の面でも必要不可欠な施設でございます。ただ一方で、その周辺に生活をされる住民の皆さんにとりましては、航空機の離着陸などによって生じます音響によって多くの負担・御迷惑・不安を与えているということもまた事実でございます。

そういった中で、特に音響によります障害が特に著しい区域を航空機騒音障害区域というふうに呼んでおりますけれども、そういった区域にお住まいの方や会社等々が移転を希望される場合には、この建物等の移転補償や土地の買い入れなどを行っております。ちなみに、来年度の概算要求では、この事業に関しまして78億円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、今回延長要望をさせていただいている課税の特例措置の内容でございますが、これは若干繰り返しになりますけれども、個人または法人が航空機騒音障害区域から移転をされる場合に、事業用資産を国などに譲渡し同区域外で買い換えをする場合の譲渡所得に課税される所得税または法人税を軽減するものでございます。

つまり、この制度の目的といいますのは、こういった区域から移転しようとする方々の経済的な負担といったものを軽減することによって、移転というものの促進を図って、関係住民の方々の生活の安定に寄与しようとするのがこの制度の目的でございます。

これまでの実績でございますけれども、平成21年度までに対象の建物が約1万9,100戸に対しまして約5,600戸が移転をいたしております。一定の効果が上がっているというふうに私たちは認識をしているところでございます。

しかしながら、同区域内にはいまだ約1万3,500戸の対象の建物が存在している状況でございますので、引き続き着実に移転の促進を図っていく必要があるため、今回、本特例措置の延長を要望するものでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、防衛省の要望について御質問・御要望があれば、どなたからでもどうぞ。

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

ありがとうございます。

この制度は昭和 49 年から続いておる制度で、相当長期間経過しております。また、所得補償と一体として運用されてきたという経緯がございます。政策効果が、本当に買い換えの促進がこれで進んでいるのか、改めて検証してみる必要があると思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、時間の関係もございますので、本日はここまでといたしたいと思います。

委員の皆さん、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。

各府省からの要望事項については、本日までのヒアリングも踏まえ、10 月 26 日の税制調査会で申し上げたとおり、財務・総務の政務二役がそれぞれ租特の見直し基準、いわゆるふるいに基づく評価作業を行います。評価結果については、今月中旬を目途に通知できるよう作業を進めてまいります。

次回、11 月 4 日の税制調査会は、平成 23 年度税制改正の主要なテーマの一つであります法人課税等に関する審議を行います。

なお、税制調査会に先立ち企画委員会を開催し、平成 23 年度税制改正の主要検討事項や当面の日程について審議をいたします。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございます。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は速やかに御退室をお願い申し上げます。

散会をいたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。